



セカンドオピニオン

株式会社大林組

2024年06月28日

第24回無担保社債 (大林組サステナビリティボンド) 定期モニタリング

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：富田 陽介

格付投資情報センター(R&I)は大林組の依頼に基づき、大林組が2019年に策定したサステナビリティボンドフレームワークに従って以下の債券の調達資金の充当やレポーティングを実施していることを確認した。なお定期モニタリングは資金調達者の依頼に基づき2024年6月28日まで年1回実施する。

■評価対象

資金調達者	株式会社大林組
債券名称	株式会社大林組 第24回無担保社債 (大林組サステナビリティボンド)
発行額	100億円
発行日	2019年6月20日
償還日	2024年6月20日

レポーティング

レポーティングはフレームワークに基づいて実施されている。

(1) 資金充当状況

- 資金充当の状況は大林組のウェブサイトの開示(報告)されている。資金使用に関して大きな状況の変化はない。

■フレームワークに定めた開示事項

- 資金用途への充当状況
- 環境改善効果
- 社会的インパクト

対象プロジェクト	充当予定金額	充当金額	未充当金額
大林組技術研究所 本館テクノステーション ZEB 化	400	400	0
大林組次世代型研修 施設	5,000	5,000	0
「大林組林友会教育 訓練校」の運営費用	1,000	1,000	0
「スーパー職長」および 「スーパーオペレータ ー」に対する資格手当			
「水素製造プラント実証 実験」	400	400	0
大月バイオマス発電所/ 上北小川原風力 発電所	3,143	3,143	0
合計	9,943※1	9,943	0

※1 本社債発行額から発行諸費用を除いた金額

(2) 環境改善効果・社会的効果に係る指標

- レポーティング内容については、大林組のウェブサイトに掲載している環境・社会活動実績で開示することとしている。

■フレームワークに定めた開示事項(グリーンプロジェクト)

対象プロジェクト	レポーティング項目
大林組技術研究所 本館テクノステーション ZEB 化	グリーンビルに係る認証、またはそれらに準じる性能
大林組次世代型研 修施設	
水素製造プラント実証 実験	実施施設の完成状況
大月バイオマス発電 所/上北小川原風力 発電所	以下の指標により測定した CO2 削減実績 [CO2 削減効果]=[年間発電量実績(kWh)]×[電気事業者別 CO2 排出係数 (kg-CO2/kWh)※2] ※2 出所:環境省

■開示した内容(グリーンプロジェクト)

対象プロジェクト	レポート項目																																																	
大林組技術研究所本館テクノステーション ZEB 化	・2013 年度に ZEB 対応を実施、2019 年 3 月に BELS 認証制度で最高ランク(☆☆☆☆)及び ZEB の評価を取得																																																	
大林組次世代型研修施設	・2021 年 11 月に BELS 認証制度で最高ランク(☆☆☆☆)及び ZEB Ready の評価を取得 ・2022 年 8 月に LEED 認証(ゴールド)を取得 ・2022 年 4 月に FSC®プロジェクト認証(FSC-P001889)を取得																																																	
水素製造プラント実証実験	・2021 年 3 月に水素製造プラント(1.5MW、22.5kg-H ₂ /hour)が完成し、水素の製造を開始																																																	
大月バイオマス発電所/上北小川原風力発電所	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">プロジェクト名称</th> <th rowspan="2">稼働開始</th> <th rowspan="2">出力 (MW)</th> <th colspan="5">年間発電量 (MWh)</th> <th colspan="5">CO2 削減効果 (t-CO₂)^{※3}</th> </tr> <tr> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> <th>2022 年度</th> <th>2023 年度</th> <th>2019 年度</th> <th>2020 年度</th> <th>2021 年度</th> <th>2022 年度</th> <th>2023 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大月バイオマス発電所</td> <td>2018 年 12 月</td> <td>14.5</td> <td>※4</td> <td>81,912</td> <td>97,747</td> <td>121,635</td> <td>122,392</td> <td>※4</td> <td>37,434</td> <td>43,693</td> <td>56,870</td> <td>56,617</td> </tr> <tr> <td>上北小川原風力発電所</td> <td>2022 年 4 月</td> <td>20.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3 CO2 削減効果=年間発電量実績(kWh)×電気事業者別 CO2 排出係数(kg-CO₂/kWh) (電気事業者別 CO2 排出係数 [出所:環境省])</p> <p>※4 年間発電量は 78,291MWh、CO2 削減効果は 36,640t-CO₂ であるが、資金充当開始時期が 2020 年度のため、レポート対象外となる。</p>	プロジェクト名称	稼働開始	出力 (MW)	年間発電量 (MWh)					CO2 削減効果 (t-CO ₂) ^{※3}					2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	大月バイオマス発電所	2018 年 12 月	14.5	※4	81,912	97,747	121,635	122,392	※4	37,434	43,693	56,870	56,617	上北小川原風力発電所	2022 年 4 月	20.4										
プロジェクト名称	稼働開始				出力 (MW)	年間発電量 (MWh)					CO2 削減効果 (t-CO ₂) ^{※3}																																							
		2019 年度	2020 年度	2021 年度		2022 年度	2023 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度																																						
大月バイオマス発電所	2018 年 12 月	14.5	※4	81,912	97,747	121,635	122,392	※4	37,434	43,693	56,870	56,617																																						
上北小川原風力発電所	2022 年 4 月	20.4																																																

■フレームワークに定めた開示事項(ソーシャルプロジェクト)

対象プロジェクト	レポート項目
大林組技術研究所本館テクノステーション ZEB 化	ウェルネスに係る認証、またはそれらに準じる性能
大林組次世代型研修施設	
「大林組林友会教育訓練校」の運営費用	教育訓練校の受講人数
「スーパー職長」および「スーパーオペレーター」に対する資格手当	手当支給人数

■開示した内容(ソーシャルプロジェクト)

対象プロジェクト	レポート項目
大林組技術研究所本館テクノステーション ZEB 化	2017 年 11 月、WELL 認証(ゴールド)を取得、2021 年 4 月に WELL Health-Safety Rating を取得
大林組次世代型研修施設	<ul style="list-style-type: none"> ・2022 年 10 月に CASBEE ウェルネスオフィス(S ランク)を取得、2023 年 2 月に WELL 認証(プラチナ)および WELL Health-Safety Rating を取得 ・2019 年 6 月に CLT を活用した先駆的な建築物の建設等支援事業等 採択 ・2019 年 7 月にサステナブル建築物等先導事業(木造先導型) 採択
「大林組林友会教育訓練校」の運営費用	<ul style="list-style-type: none"> ・2019 年度における教育訓練校の受講者数:74 人 ・2020 年度における教育訓練校の受講者数:44 人 ・2021 年度における教育訓練校の受講者数:51 人 ・2022 年度における教育訓練校の受講者数:60 人 ・2023 年度における教育訓練校の受講者数:66 人
「スーパー職長」および「スーパーオペレーター」に対する資格手当	<ul style="list-style-type: none"> ・2019 年度におけるスーパー職長およびスーパーオペレーターに対する資格手当支給人数:456 人 ・2020 年度におけるスーパー職長およびスーパーオペレーターに対する資格手当支給人数:492 人 ・2021 年度におけるスーパー職長およびスーパーオペレーターに対する資格手当支給人数:497 人 ・2022 年度におけるスーパー職長およびスーパーオペレーターに対する資格手当支給人数:523 人 ・2023 年度におけるスーパー職長およびスーパーオペレーターに対する資格手当支給人数:561 人

以上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）として、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとし、R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。